沖縄振興関連税制 (令和6年度以降)

| 名称 | | 税目 | 期限 | 措置概要 | | |
|-------|--|--|---------------|--|--|--|
| 特区・地域 | ①観光地形成促進地域 ②情報通信産業振興地域 同 特別地区 ③産業イノベーション促進地域 ④国際物流拠点産業集積地域 ⑤経済金融活性化特別地区 | 所得税 法人税 関税 地方3税 事業所税 ※①~④の那覇市のみ | 令和6年度 | 【主な措置】 所得控除(40%) 投資税額控除(機械装置15%他) 特別償却(機械装置50%他) 地方3税の課税免除 ※特区・地域によって適用できる措置は異なる。 | | |
| 離島 | 沖縄の離島における旅館業用建物等の 課税の特例 | 所得税 法人税 地方3税 | 令和6年度 | ·特別償却(旅館業用建物等8%) | | |
| 航空 | 沖縄路線航空機の航空機燃料税に係る 軽減措置 | 航空機燃料税 | 令和9年度 | ・航空機燃料税を本則特例の1/2に軽減 ※激変緩和の観点から、令和4年度の税率を2年間維持。その後段階的に引き上げ。 ・令和5~6年度:本則特例13,000円/kℓ、沖縄6,500円/kℓ ・令和7~8年度:本則特例15,000円/kℓ、沖縄7,500円/kℓ ・令和9年度:本則特例18,000円/kℓ、沖縄9,000円/kℓ | | |
| 観光 | 沖縄型特定免税店制度 | 関税 | 令和8年度 | ・免税店(含むオンライン)で購入し、携帯して沖縄県以外の本邦の 地域へ持ち出す商品の関税免除(上限20万円) | | |
| 電力 | 沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭 税の免税措置 | 石油石炭税 | 令和8年度 | ・沖縄における発電用の液化天然ガス及び石炭に係る石油石炭税を免除 | | |
| | 沖縄電力が電気供給業の用に供する 償却資産に係る固定資産税の特例 | 固定資産税 | 令和8年度 | ・沖縄電力の特定の償却資産に係る固定資産税を2/3に減免 | | |
| 跡地 | 特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した 場合の譲渡所得の課税の特例 | 所得税 法人税 | 令和13年度 | ・跡地法に基づき、沖縄県、関係市町村等に譲渡する土地の譲渡所得 控除(最高5,000万円) | | |
| 酒類 | 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置 | 酒税 | | ①泡盛:軽減率(35%)を段階的に引き下げ、令和14年5月15日に廃止 ②ビール等:令和5年10月に軽減率を段階的に引き下げ(20%⇒15%)、 令和8年10月のビール類税率の統一を機に廃止 | | |
| ガソリン | 沖縄の揮発油に係る揮発油税等の軽減 措置 | 揮発油税 地方揮発油税 | 令和9年 5月14日 | ・揮発油税等の税率(53.8円/Q)を7円/Q軽減(46.8円/Q) | | |

地方3税:事業税、不動産取得税、固定資産税

特区・地域における特例措置 (令和4年度~令和6年度)

| 特例措置 | | 特例世署 | 観光地形成 | 情報通信産 | 業振興地域 | 産業イノペーション 促進地域 | 国際物流拠点 産業集積地域 | 経済金融活性化 特別地区 |
|------------|----------|--|--|--------------------------|--|---|--|--|
| | | 1417月日旦 | 促進地域 | | 同特別地区 | | | |
| | 特区・地域の範囲 | | 沖縄県全域 | 那覇市等 24市町村 | 那覇市等 5市村 | 沖縄県全域 | 那覇市等5市、 うるま・沖縄地区 | 名護市 |
| の特例 | | 所得控除 [40%控除] | <u> </u> | | O*1 | | O*1 | O*1 |
| | 国税 | 投資税額控除 機械装置 15% 建物等 8% *限度額あり、4年繰越可 | 〇 [構築物 8%] | 〇※1 [構築物 8%] | (〇)※1 ※2 [構築物 8%] | 〇※1 [構築物 8%] | O*1 | O*1 |
| | | 特別償却 機械装置 50% 建物等 25% * 限度額あり | | _ | | 〇※1 【機械装置等 34% 建物等 20% 構築物 20% | O*1 | O*1 |
| | | 保税地域特例 | _ | _ | <u> </u> | _ | 0 | _ |
| | | エンジェル税制 | | _ | | | _ | 0 |
| | 地方税 | 事業税、不動産取得税、 固定資産税の減免 | 0 | 0 | (O) *2 | 0 | 0 | 0 |
| | 税 | 事業所税の軽減 | 0 | 0 | (O) *2 | 0 | 0 | _ |
| ¢ | 小小 | 業信用保険法の特例 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業投資育 | | 業投資育成株式会社法の特例 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | ・スポーツ・レクリエーション施設 (テーマパーク等6施設) ・教養文化施設 (劇場等5施設) ・休養施設 (スパ施設等4施設) ・集会施設 (結婚式場等4施設) ・販売施設 | ·電気通信業 (右記含) | ・データセンター ・情報通信機器 相互接続検証事業 ・受託開発ソフトウェア業 ・情報システム開発業 ・システムインテク・レーションサービ・ス業 ・組込みソフトウェア業 ・パッケーシ・ソフトウェア業 | ・製造業 ・倉庫業 ・卸売業 ・道路貨物運送業 ・デザイン業 ・電気業 ・自然科学研究所 ・特定のが ス供給業 | ・製造業* ・倉庫業* ・特定の無店舗小売業* ・特定の機械等修理業* ・航空機整備業* ・卸売業 ・道路貨物運送業 ・不動産賃賃業 ・不動産賃貸業 ・不動産賃貸業 ・不制産投除は*のみ対象 ※保税地域特例は上記以 外の事業を含む全ての 事業が対象 | ·金融関連産業 (銀行業、保険業、 金融商品取引業等) ·情報通信関連産業 (電気通信業、ソフトウェア業、 情報処理・提供トービス業等) ·観光関連産業 (宿泊業、娯楽業) ·農業・水産養殖業 ·製造業、経営フルル/ト業) |
| 対象施設又は対象事業 | | 施設又は対象事業 | | ・ソフトウェア業(右記含) | | | | |
| | | | | ・情報処理・提供サービス業(右記含) | ・ハ´ックアップ゚センター・セキュリティテ´ータセンター・テ´ータへ´ースサーヒ´ス業 | | | |
| | | | | ・インターネット付随サービス業 (右記含) | ・アプリケーションサービスプロバイダ ・情報セキュリティサービス業 | | | |

^{※1} 所得控除、投資税額控除、特別償却は、選択制。 ※2 別途、情報通信産業振興地域の特例措置を受けるための申請が必要。